

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産事業費 項：農業費 目：植物防疫費

事業名 防除指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン農業係 電話番号：058-272-1111 (内 2868)

E-mail: c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 835 千円 (前年度予算額：1,033 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,033	0	0	0	0	0	0	0	1,033
要求額	835	0	0	0	0	0	0	0	835
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

病虫害発生予察事業は、植物防疫法に基づき昭和25年度から実施しており、その後組織の統合を進めながら平成19年からは本所及び1支所の体制で効率的な防除対策、農薬安全使用指導の推進を図ってきた。

安定した農産物の生産のためには病虫害の防除は必須であるが、近年は環境に配慮した適切かつ効率的な防除が求められている。

また、ゴルフ場における農薬使用について、依然として周辺住民や環境への影響を懸念する声があり、防除対策及び農薬安全使用対策について継続的に指導する必要がある。

(2) 事業内容

病虫害の効果的な防除を推進するため、関係機関の連携のもと、市町村病虫害防除計画の策定指導、病虫害・雑草防除指針、病虫害発生予察情報等に基づいた的確な防除指導を実施する。

ア 防除所運営費

- ・ぎふクリーン農業等の推進に係る病虫害発生予察情報の提供
- ・農薬の流通と危被害実態調査

イ 防除指導事業

- ・病虫害防除所及び農業技術センターとの連携・連絡調整

- ・有害動植物防除実施要綱に基づく市町村防除計画の指導
 - ・農林水産航空事業に関する指導
 - ・病害虫・雑草防除指導指針に基づく防除指導
- ウ ゴルフ場環境保全対策推進事業
- ・ゴルフ場立入調査及び指導の実施
 - ・農薬使用状況の調査
- エ 自動車管理費
- 病害虫防除所が所有する公用車の維持管理費（本所 3 台、飛驒支所 1 台）

（３）県負担・補助率の考え方

県 10/10

植物防疫法、農薬取締法、岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づき、県が行う業務

（４）類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
防除指導費 (補助職員)	139	会計年度任用職員人件費
防除指導費 (補助職員旅費)	8	会計年度任用職員通勤費
旅費	116	担当者会議、連携会議、防除指導、航空事業検討会 他
需用費	362	事務消耗品、一般消耗品、公用車燃料、公用車車検時修繕料
役務費	115	通信運搬費、車検登録印紙税、自賠責保険料
その他	95	E T C 使用料、研修会等負担金、自動車重量税
合計	835	

決定額の考え方

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

- ・植物防疫法第 29 条（都道府県の行う防疫）
- ・農薬取締法第 12 条の 3（農薬の使用の指導）
- ・岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則

（２）国・他県の状況

植物防疫法等に基づく防疫業務として都道府県が実施。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

病虫害の効果的な防除を推進するため、関係機関の連携のもとに、市町村病虫害防除計画の策定指導、病虫害・雑草防除指針、病虫害発生予察情報に基づいた的確な防除指導を実施する。また、ゴルフ場における農薬について指導を実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

植物防疫法、農薬取締法等に基づき、植物に有害な動植物を駆除し、また、そのまん延を防止して農業生産の安全及び助長を図ることを目的としているため。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

関係機関の連携のもとに、市町村病虫害防除計画の策定指導、病虫害・雑草防除指針、病虫害発生予察情報等に基づいた防除指導、ゴルフ場における農薬安全使用対策等の指導等を実施した。

- (1) 病虫害発生予察情報の提供（R1：県情報7回、地域情報16回、注意報4回、特殊報1回、ほか）
- (2) 市町村農産物有害動植物防除計画の策定（全市町村）
- (3) 農薬流通調査、農林水産航空事業に関する指導の実施
- (4) ゴルフ場農薬安全使用対策の指導（H30:29カ所、R1：25カ所）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

病虫害の発生は、広域での発生・急激なまん延等により農作物に甚大な被害を与えるため、地域での病虫害の発生状況を早期に把握し、効率的かつ効果的な防除を推進することで、県産農産物の安定生産に寄与する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	農薬の適正及び効率的な利用を推進するためには、関係機関の連携のもと各種計画、指針、調査結果に基づく的確な防除指導が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	平成18年の食品衛生法改正により残留農薬基準が厳格化されて以降、現在まで基準値違反は発生していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	調査地点や調査手法の見直し等により、事業の効率化が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>病虫害発生予察情報の充実を図るため、対象病虫害の重点化や予察手法等の点検を行うとともに、病虫害防除指導のための情報提供の充実を図る必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、的確な病虫害発生予察情報の提供、適切な防除方法の継続的な情報発信が必要である。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	病虫害防除所運営費 【農産園芸課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	国の植物防疫交付金対象の事業を実施（対象外の事業を本事業にて実施）